



佐賀国道ニュース



平成24年10月29日

★特殊車両・過積載合同取締まり★ ～佐賀国道 & 佐賀陸運支局 & 研修部会～ Vol.2

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重量等を制限しています。(車両制限令第3条)

佐賀県では毎年10月を過積載防止月間と位置づけ、街頭取締まり、チラシ配布等の啓発活動を各関係機関と合同で行っています。今年も、10月1日に全機関で街頭取締りを行い、同時に当所が行う特車指導取締まりを10月に集中的に4回実施することで、特殊車両許可制度の普及啓発と違反車両に対する是正指導を行います。

また、佐賀運輸支局も、この集中取締まりを利用することで、過積載防止啓発活動を実施しました。

今回の写真資料は10月24日、国道34号神埼市の姉川検量基地で特殊車両指導取締り及び一般大型車両の過積載防止の啓発活動を行う佐賀運輸支局や研修部会から参加した職員を掲載しています。

結果、4回での実績は、特殊車両26台を検査し、違反車両7台に指導警告行い、一般大型車両174台に過積載防止の啓発を行いました。また、研修部会を通じ、総務課・工務課・交通対策課・出張所から8名の職員が現場研修に参加頂きました。集中取締りでも事故・問題等もなく、職場研修も有意義に終わりました。



取締り前の研修説明



ミーティング



指導取締り中



指導取締り中



指導取締り中



国土交通省 九州地方整備局
佐賀国道事務所

〒849-0924 佐賀県佐賀市新中町5-10
TEL : 0952-32-1151 FAX : 0952-33-0583

<http://www.qsr.mlit.go.jp/sakoku/>